

これまでの環境影響評価制度専門委員会における各項目毎の委員意見概要（発言順）

第3回環境影響評価制度専門委員会における各項目毎の委員意見概要（発言順）

1. 前回指摘事項について

(1) 生物多様性関係

委員名	意見概要
A委員	・来年は名古屋でCOP10が開催され、生物多様性の保全に関する動向に関心が高まっている。生物多様性オフセット等生物多様性の保全に関する新たな技術動向について整理してほしい。
B委員	・生物多様性情報については、可能な限り最新のものを掲載してほしい。 ・レッドデータブックは2008年に更新されているが、HPが更新されておらず、対応が遅いのではないか。
委員長	・記者発表するのみで済ませているかもしれないので、調べてみてください。

(2) 風力発電施設の設置手続き

委員名	意見概要
A委員	・風力発電は地域性があり、条例やNEDOマニュアルといった現状の対応で十分だと考える。 ・今後、風力発電の増加が見込まれるなか、適地がなく、自然公園内に立地を検討する、ということもあり得る。条例も適用されている場合、自然公園法等による規制と重複する可能性があり、将来に向けて整理が必要ではないか。
B委員	・補助金交付の有無に関係なく、電気事業法で許認可要件を捉えてアセスが可能となっている点が重要。風力発電にもアセス手続を課すことには大きな意義がある。

(3) 補助金事業の交付金化への対応

委員名	意見概要
A委員	・対象事業を広げるか、ただ単に交付金事業を対象とするのではなく地域によりチェックされない事業についてどのように対応するのか、といった議論をしてもいいのではないか。
B委員	・政権交代に伴い、交付金化の動きが拡大すると思われるが、その拡大傾向を踏まえて判断する余地があるのではないか。 ・補助金の交付金化とアセスをどうするのかは関係なく、交付金化に伴いアセスに影響を及ぼさないようにするのは当然のこと。また、制度化するなら「国の補助金等」の等ではなく明確にする方がよい。
C委員	・今後交付金が拡大することを考慮すると、交付金対象事業も国の管理要件に当たるとして法の適用対象としたほうがよい。その際は、現行法の

	「国の補助金等」にさらに交付金を含めたらどうか。
D委員	・補助金が交付金化する段階で環境大臣が何らかのチェックができる仕組みを設ける等を検討する必要がある。
委員長	・補助金の形でお金が出るか、交付金の形でお金が出るか、その後の事業決定がどこまで柔軟にできるかを整理して議論する必要がある。 ・交付金化により環境にどのような影響を及ぼすかを、交付金化する段階で考えればそれなりに対応できる。

2. 地方公共団体の関与について

(1) 政令指定都市の意見提出

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から政令指定都市だったものと、後発の政令指定都市とはいろいろな面が同水準とは必ずしもいえない。 ・このため、都道府県から一律に政令指定都市に権限を下していい、というものではなく、アセス条例制定までの実態を踏まえた上で、政令で定める市を指定し、都道府県から権限を下す、ということは十分考えられる。 ・複数の自治体から意見が出ることについては、法律上は想定している。制度上、最後は許認可権者がどう判断するか、という問題となっている。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・条例未制定の市もあり、政令指定都市と一括りにせず、政令で定める市として対応できるのではないかと。この際、審査会の有無が、政令で定めるか否かを判断するポイントとなる。 ・政令指定都市の意見提出を認めても、当該都道府県の意見提出は、必要に応じてありうるのではないかと。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・A委員、B委員の意見と一致している。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> ・影響区域が政令指定都市単独で収まっている事業は84件中6件と少なく、現行の各市町村の意見を都道府県がまとめる方法が望ましい。 ・自治体間に対立する意見が出た場合、事業者としての判断は難しいことから、現行通り、自治体側で意見を取りまとめて頂きたい。
E委員	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市の関与は前向きに捉えるべき。 ・政令指定都市になって一定期間経過する、一定期間の間に条例をつくる、ないし条例化の議論に着手することを条件として、権限を付与していいのではないかと。その場合も、それに対して都道府県が附帯意見を出せるような措置が制度定着までは必要。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の意見が反映される仕組みが大切であり、政令指定都市が事業者に意見を直接言えるようにした方がいい。 ・都道府県も、広域的な観点から意見できるよう、権限を残した方がいい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市が直接事業者に出せる仕組みは積極的に考えるべき。 ・政令指定都市の範囲内に影響範囲がとどまる、と事業者が判断しても、実際は広域的な影響が出てくることもあり得るため、都道府県は意見を提出「すべき」か「できる」か、やり方の問題ではあるが、最低でも「で

	<p>きる」ということは確保すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対立意見が出て事業者が困る、というのは、アセスは事業そのものの実行可否を判断するものではないので、そのような意見については考慮しなくていい。環境に関わる意見のみ、意見として参考にすべきものである。
--	--

(2) 複数の地方公共団体にまたがる事業の審査

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の都道府県にまたがる事業の審査手続の効率化を「制度」として仕組むかについては、慎重であるべき。 ・審査手続の過程で、都道府県間における意見の対立がクリアになる場合もありうるので、自治体の判断において審査会の共同開催など効率化を運用上行う、ということにすればいい。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・重複審査は効率的でないという意見があるが、期間内で実施できるなら、運用の問題として対応すればよい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ手続きを複数の県に行って行わねばならないのは事業者にとって酷。 ・運用上、合同審査会の開催は可能であるが、自治体の自主的判断で、協議がまとまって行える場合は、条文上「できる」規定を置いた方が、自治体も行いやすいし、事業者も要望を出しやすいのではないかと。

(3) その他

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、市町村の意見が都道府県知事の意見に十分反映されなかった事例はあるのか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングやアンケートの中で、反映されなかったという回答があることは事実であるが、可能な限り調べてください。

3. 環境影響評価結果の事業への反映について

(1) 事後調査

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、予測の不確実性が高い場合等において準備書から評価書の段階で事後調査を実施するよう事業者に対して求められる仕組みになっており、現状、特に問題は生じていないと考える。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関わる部分は、その事業を行った場合の不確実性が高いという点で行われているものが多い。 ・ただ調査すればいいのではなく、その結果を同種の事業に反映できるようにすることが大切。特に、予測・評価がうまくいかなかった事例こそ重要であり、アセスの精度向上のため情報公開していくべき。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査では約半分しか回答しておらず、未回答のものは、実際どうなっているか不明。 ・事後調査により追加的な保全措置等の対策がとられていることからする

	と、事後調査には積極的な意義があり、法に制度として義務付けるべき。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の回収率が高くなく、実際にはあまり公表されていないのではないかと疑念がある。 行政や第三者が事後調査の結果を確認できるような形にするのが必要。許認可権者への報告と公表をすべき。
E委員	<ul style="list-style-type: none"> 事後調査の結果がアセス結果と違う場合、問題があったらしっかり改善する仕組みがないと、調査の結果は社会に受容されないのではないかと。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> 事後調査はやってほしい。事後調査の結果は、地域の住民にとって関心事であるため、分かりやすい形で公表してほしいので、わかりやすい公表の仕方をとるといところを文言として入れた方がよい。 対象項目について見直して地域の歴史、文化、景観など入れた方がよい。
G委員	<ul style="list-style-type: none"> 何らかの規制がない限り、事後調査の制度はうまく機能しないのではないかと。 事後調査の費用等については、事業費の何%という一定の範囲で事業者の負担とするが、実施は行政や第三者機関が行って、透明性高く行うべき。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 事後調査は何のためにあるのか。事後調査の目的と、その目的の場合はどうなるのかを、整理することが必要。 現行制度ではやればできる仕組みとなっているが、義務付けをする際には、何年後に事後調査を課すのか、主体が変わる場合に誰が責任をもつのか、等の論点がある。

(2) 許認可の反映について

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> 許認可結果の公表については、他制度の例の少なさを見ると、現実的には困難かもしれないが、アセス法で先行してやるべきであり、可能性を検討してほしい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> アセス法は横断条項となっており、横断条項中に公表する旨を入れ込むのか、個別法で対応すべきものなのか、という問題がある。

(3) 未着手案件の環境影響評価手続の再実施について

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度において、再実施は事業者の判断に委ねられているが、具体的に問題が起きた例があるのかどうか、仮にあった場合はその原因をよく吟味したうえで、再評価の義務付けを検討すべき。 他の事業者による影響や地域特性もあるので、一律何年たったら再評価するというのは適切ではない。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> 条例でアセス手続を再実施した例は2例あるが、対象案件何件のうちの2件か。この2件について掘り下げるべき。 未着手案件と政策評価法の事後評価との関係はどうなるのか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の責に帰すべき事由か否かの仕分けは問題。 工事が長期にわたる事業についても、強制的に再アセス手続を課すか、環

	境大臣による勧告か、許認可権者に検討させるのか、というもある。再検討すべき。
--	--

4. 環境影響評価手続の電子化について

委員名	意見概要
A委員	・電子化は、希少種の扱いはやや気になるが、特に問題がなさそうなので進めるべき。
B委員	・電子化は進めるべき。 ・ただ、電子化に伴い、原子力発電の場所や構造などが容易に全世界中に知られることになると、安全保障上の問題があるのではないか。
C委員	・原子力発電所のセキュリティーは強化が図られており、電子公開にあたっては、配置図等の一部情報はマスキングするなどの配慮が必要かもしれない。 ・システムの整備・維持管理等の負担や、公表期間などといった課題があり、また、小規模事業者が対応するのは難しい面もあるので、自治体や国による一元管理ということも考えられるのではないか。
D委員	・行政手続の電子化は日本は比較的遅れていて、時代の流れからいって、電子化は当然進めるべき。 ・クリアすべき問題もあるので、事前に対応策を検討しておくべき。
E委員	・アセス図書をいつまで縦覧するかは、ライブラリのようにストックして、共有財産とする仕組みが考えられる。どこが負担するかは議論になるが、共通のプラットフォームのようなものは必要と考える。
F委員	・電子化は進めるべき。 ・希少種の扱いは慎重になるべきだが、紙媒体前にチェックされていればよい。
G委員	・紙媒体の時点で問題点を整理・議論したうえで、電子化を進めるべき。
委員長	・紙媒体では情報を出していいが、電子媒体ではだめ、という議論は単なる危惧にすぎない。 ・電子情報の縦覧期間については、終了案件はライブラリにストックといったやり方があるので、継続案件と終了案件を切り分けて、紙媒体の縦覧と同じように縦覧するという考え方で整理がつくかもしれない。 ・現行は、紙媒体のアセス図書は自治体に場所を借りている。電子化した場合、縦覧主体は事業者であるという点は変わらないが、電子化の場合も自治体に求めるのはありうるのではないか。

5. 情報交流について

(1) 公聴会

委員名	意見概要
A委員	・審査員が、意見が要約された文書ではなく、専門的な意見を持った住民

	<p>の生の声を聞く公聴会は有効であり義務化すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の整理・提供は、すでに環境省HP等で推進されており、法改正を伴わなくても、実質的に進めていただきたい。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> 公聴会は、多くの自治体で取り入れられており、法での義務付けは重複感がある。 公聴会を義務付けていない自治体は、事業者が行う説明会で住民が直接意見を事業者に伝えることができ、それで十分という考え方なのは。 義務付ければ、説明会と重複する可能性がある。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> 条例で制度上位置付けて運用しているので、分権の流れもあるから、法律で義務化する、というのは慎重であるべき。 事業者が行う公聴会と都道府県知事が行う公聴会に質的な違いがあれば新たな制度を仕組むことになる。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> 法で義務化すべき。条例で規定されているならば逆に負担感はないのではないか。
E委員	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の公聴会プロセスは、都道府県が意見を形成するために行うものであり、法で義務付けるときには事業者が開催することになる。都道府県で公聴会を開催している例が極めて多いことに鑑みると、さらに事業者が開催するよう義務付けるのは現状では難しいのではないか。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> 条例で位置付けていない自治体ではどういう問題がでているのか、定性的でいいので教えてほしい。
G委員	<ul style="list-style-type: none"> 事業者としては説明会で広く住民の意見を聴いている。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 現行の条例でやられている以上は条例を尊重する方がよいという意見がやや多い。 説明会や公聴会は、討論会と区別されるべきではないか。その理解は重要。趣旨を明確にしないと義務化への懸念材料とされることになる。

(2) 方法書意見への対応

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> 方法書段階での住民意見がきちんと反映されるよう、方法書に対する意見をどう反映させたのかという回答は義務化すべき。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> 現行法では方法書意見は準備書で整理する、となっており、方法書段階の見解書を設けるとアセス手続が長期化する恐れがある。方法書段階で充実させるべきは、住民に対する情報提供や説明会と考える。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 方法書から準備書までに長期間かかる場合には、方法書に対する意見を提出した人に不親切。ただし方法書が何を言おうとしているのかをより的確に理解してもらうことの方が優先課題であろう。

第2回環境影響評価制度専門委員会における各項目毎の委員意見概要（発言順）

1. 対象事業について

(1) 国と地方の役割分担

委員名	意見概要
A委員	・地方分権の流れを見ると、現在の法と条例の棲み分けを大きく変更する理由はないのではないか。
B委員	・条例で対応しているものは、その地域の特色が反映されていてよい。
C委員	・国と地方の役割分担は、現在の仕組みでよい。
委員長	・法と条例の棲み分けは尊重すべきという意見が多かった。

(2) 法的関与要件

委員名	意見概要
A委員	・法的関与要件は、環境影響評価法の骨格であり、維持すべき。
委員長	・法的関与要件を外すことは無理ではないか。

(3) 補助金事業の交付金化への対応

委員名	意見概要
A委員	・補助金の交付金化については、地方からとりあげるものではなく、対応すべきではないか。
B委員	・交付金化された大規模な事業が条例でアセスされているか検証しつつ、対応が必要。

(4) 将来的に実施が見込まれる事業種への対応

委員名	意見概要
A委員	・放射性廃棄物処分場、CCS等の事業については、アセス法よりさらに厳しい方法で箇所選定する流れになっているが、大きな事業だから国が関わる仕組みが必要。
委員長	・CCSについては、既にアセスを行う規定があり、これをもって法対象とするかどうかは議論の余地がある。
B委員	・CCSや放射性廃棄物最終処分場については、知見を蓄積する時期である。 ・放射性廃棄物については、環境基本法において原子力基本法その他の関連法令で定めるとされていることとの整理もある。 ・CCSについては、実証試験の段階であり、実用化のタイミングを見る必要がある。

(5) 条例等による環境影響評価が実施されている事業種への対応

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電については、環境影響が普遍的か、当該事業が全国的なものかどうかの検討が必要。 ・風力発電を条例に適用した事例で、特にバードストライク対策において、利点が見いだせるのであれば、条例での対応とする余地はあるが、ほとんどは、渡り鳥のように広域的な視点を要するので、そうであれば法対象とすべき。生物多様性としては全国的な影響があるとみるべき。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電については、風況の関係から適地があるので、地域性を反映した条例や NEDO マニュアルにて対応することが適切である。鳥のデータについては国で情報整理するというのはある。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を出しているし、温暖化対策としてイメージが悪くなるのも困るので、条例で実績が少ないこのタイミングで、風力発電を法対象事業として検討すべき。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電事業については、対象とする条例が4事例しかない中で、法の対象事業としてよいのではないか。今後、風力発電の拡大が予測されており、住民等に配慮した事業を進めるためにも環境配慮を盛り込む方がよい。
E委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電は、現在の仕組みの対応で住民関与について対応に差があるようなので、法対象とすべき。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で対応していることは大事だが、補助金が出ていなくとも環境影響が大きい場合には対応すべきことはすべきである。 ・条例に委ねると風力なども条例がゆるいところ集まるなど不均衡な立地が出てくる。全国的な視野から地域のキャパシティに応じた規制が必要。
G委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電を法対象とすることは必要だが、規模要件を出力だけでなく、高さやブレードの大きさを要件にすることはありうる。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・風力については、現在の条例では、規模要件等にばらつきがあり、法の対象として前向きに検討すべきではないか。

(6) その他

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の土砂を動かす事業や、高層建築物の建設事業についても景観等の観点から法対象事業とすべきではないか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂事業等の法対象化は、長期的な検討課題である。

2. スコーピング手続について

委員名	意見概要
A委員	・方法書段階でのコミュニケーションの充実が必要で、公共事業もPIで導入されているので説明会導入は考えた方がいい。
B委員	・事業者との信頼関係構築のためにも、方法書段階の説明会は導入すべき。
C委員	・方法書段階で説明会を行い、影響がどうなるかスコーピングで絞っていくことが大事。 ・現在の方法書は、マトリクス表に丸をするだけの形式的なものになっており、住民にとって事業者が何を重点的に調査したいのかが見えにくく、意見も出しづらくなっている。
D委員	・方法書段階で住民理解を進めることは重要であり、事業者はパンフレット作成などで対応している。方法書段階で説明会を開くとなると、住民の求めるもの（評価結果）とミスマッチが生じ、説明会が形骸化するおそれもある。
E委員	・方法書の作り方について、影響の仮説を出して分かりやすく書いてもらうのがよい。
F委員	・方法書段階でのコミュニケーションの充実は大切だ。 ・過渡期は混乱もあるだろうが、方法書の位置づけを明らかにし、運用上のガイドラインを作り、用語説明に関しては環境省が一般的な用語解説をつくるなどにより、事業者の負担軽減も併せて措置する必要がある。
委員長	・方法書は、事業者が適切な評価手法を選択するための担保措置であり、コミュニケーション自体を目的化すべきものではない。 ・法制定時、方法書手続をなぜ入れたか、環境省が国民に十分説明してこなかったことも問題。何のための方法書を明確にすべき。 ・このためには説明会は大事で方法書は何なのか理解してもらい、このように変更することもあるということを説明させてもらう場である。

3. 国の関与について

(1) 現状では環境大臣関与のない事業の取扱について

委員名	意見概要
A委員	・公有水面埋立の問題については、自治体のアンケートでもあった方がいいとされていて環境大臣は関与すべき。 ・知事が許認可権限をもつことと大臣が意見を出すのは別の観点からである。環境大臣の意見は、諸外国のアセス制度における、「第三者機関の意見」の役割を果たしているというべき。

B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の自由な判断を拘束するのが通常の「国の関与」であり、環境大臣が手続上意見を言えるようにすることを「国の関与」と言えるかどうか。 ・環境大臣が意見を言う場合は、自動的に義務的に意見を言うのではなく、地方が求めるときは意見を言う、という形の方が望ましい。環境大臣が、全国的な見地及び知見から意見を言う、というのはあり得る。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立に関して環境大臣関与は必要。 ・特に生物多様性に関しては、全国的な視点からの意見が必要であり、いつでも大臣意見を言えるようにすべき。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的、専門的意見に加え、生物多様性の観点から、グローバルな視点からの意見が重要で、環境大臣関与は必要と考える。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立に関して環境大臣関与は必要。また CO₂ に対する意見も発言が必要。
F 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立に関して環境大臣関与を設けることが必要である。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立に関して環境大臣関与は必要で、適切な助言を適時述べるができるように、分権の精神に反しない形で対応すべき。

(2) 方法書段階での環境大臣の関与について

委員名	意見概要
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書段階での環境大臣関与はした方がいい。 ・実施方法としては、事業者が主務大臣に助言を求めることが可能という規定が 11 条にあるが、その際環境大臣も意見を言う、という規定にすればいい。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣意見の中で、方法書に係るものについては、現行のアセスの仕組みでカバーできるものもあるのではないかと。仕組みと実例をもう少し整理すべき
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が主務大臣に助言を求めることができる、その際にプラスして環境大臣も意見を求めることができる、という規定にすればいい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスの意見とは技術的にこうした方がいいということで出されるもの。 ・意見を出す場合、環境大臣が全部に意見出しするのは大変である。

(1)(2) の区分が明確である発言については、前後関係等をもとに事務局において分類を行った。

各項目の A , B はその項目での発言順を指すものであり、同一委員を指すものではない。